

特別警報等による臨時閉所について

愛媛学習センターの開所・臨時閉所の取扱い

1. 愛媛県松山市に、特別警報（高潮及び波浪を除く。）又は暴風警報（以下「警報等」という。）が発表された場合の愛媛学習センター（以下「センター」という。）の開所・臨時閉所の取扱いは、次のとおりとする。
 - （1）安全確保のため、警報等が発表中は開所しない。また、開所中に警報等が発表された場合は、直ちに閉所する。
 - （2）安全確認・開所準備等のため、警報等が解除後、2時間は開所しない。ただし、警報等が正午の時点で発表中の場合は、終日開所しない。
 - （3）前2号にかかわらず、単位認定試験期間中、面接授業開講中及びセンターのホームページで個別に公表する日については、大学本部と協議の上、開所・臨時閉所を決定し、公表する。
2. 警報等以外の不測の事態が生じた場合は、その状況に応じてセンター所長が開所・臨時閉所を決定し、公表する。

注）上記「公表」の手段は、センターのホームページ（対象者が少なく個別連絡が可能な場合は電話やメールも利用）となります。関係する場合は必ずセンターのホームページをご覧ください。